

【設置の目的】

教職課程の基準に関する検討事項について、より具体的かつ専門的見地から審議を行う

【検討事項】

教職課程の水準の維持・向上や効果的・効率的な実施を図るための教職課程の基準の在り方について、特に次の点を中心に検討を行う。

- (1) 複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み
- (2) 大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組み
- (3) 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組み
- (4) その他これらに関連する事項

<委員>

安部	恵美子	長崎短期大学長
大森	昭生	共愛学園前橋国際大学学長
加治佐	哲也	兵庫教育大学長
北神	正行	国士館大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授
酒井	朗	上智大学総合人間科学部教育学科教授
○坂越	正樹	広島文化学園大学副学長・学芸学部教授
佐古	秀一	鳴門教育大学理事・副学長
添田	久美子	和歌山大学大学院教育学研究科教職開発専攻長
本図	愛実	宮城教育大学教授
森山	賢一	玉川大学大学院教育学研究科・教育学部教授
◎山口	宏樹	埼玉大学長

※五十音順、敬称略

◎主査、○主査代理

複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み

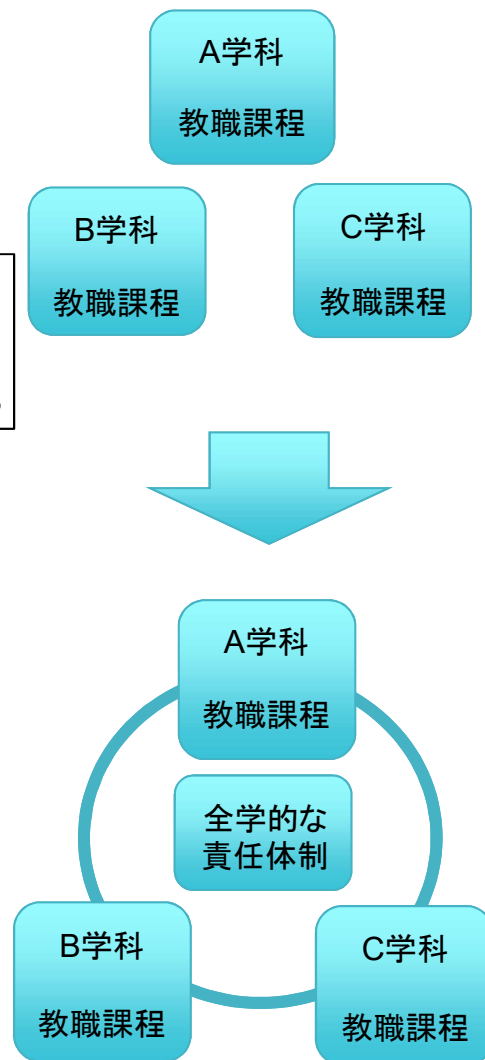
学位プログラムの学習を基礎として教科の専門性や教職課程の質を保証する観点から、学則等に入学定員が定められた最小単位である**学科等を基本的な組織単位として教職課程を設置**。

(現行制度の基本的な考え方)

- 基本的な組織単位である**学科等が教職課程に必要な科目を自ら開設し、専任教員も自ら配置**することが原則。
- 学内の学科等間での**科目の共通開設や専任教員の共通化は限定的**。

■論点

- 教職課程の効率的・効果的な実施の観点から、**学内の学科等間での科目の共通開設や専任教員の共通化を拡大してはどうか**
 - ・ **教職課程の科目としてよりふさわしいものを全学的に活用**できるようにする観点から、科目の共通開設を拡大してはどうか。
 - ・ 教職課程の専任教員として必要な業績を有する者については**共通化できる範囲を拡大してはどうか**。
- 全学的に授業科目や専任教員を共通化できる範囲を拡大することに伴い、教職課程を統括するための体制の整備など、**全学的に責任ある教職課程の運営を確保するための仕組み**を整備すべきではないか。



大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組み

教育職員免許法施行規則

第22条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

【現行制度上可能な大学間の連携・協働の仕組み】

単位互換

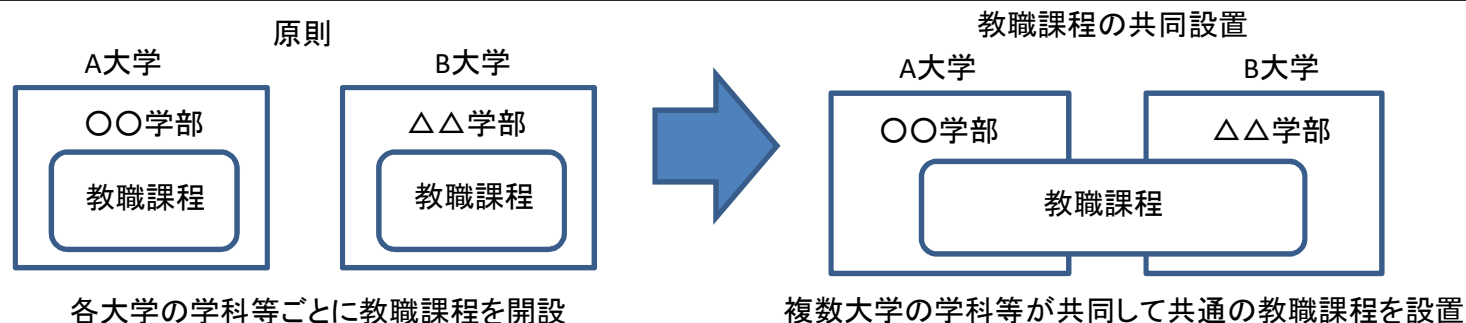
- ✓ 他大学の専任教員を自大学の専任教員とすることはできない。
- ✓ 大学は自大学の授業のみによって卒業要件を満たすことができるように授業科目を開設することが必要であり、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させることは認められない。

共同教育課程

- ✓ 教育課程の全体について共同実施することが必要。
- ✓ 概ね修了に必要な単位数の4分の1(31単位)程度が、各大学において修得すべき最低修得単位数となる。

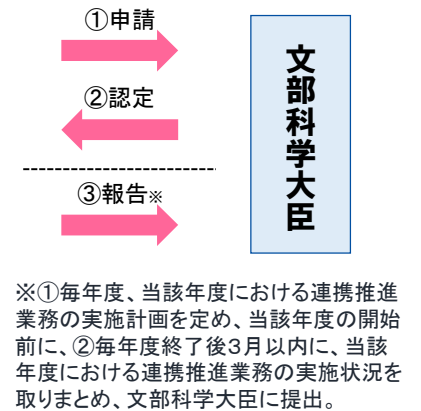
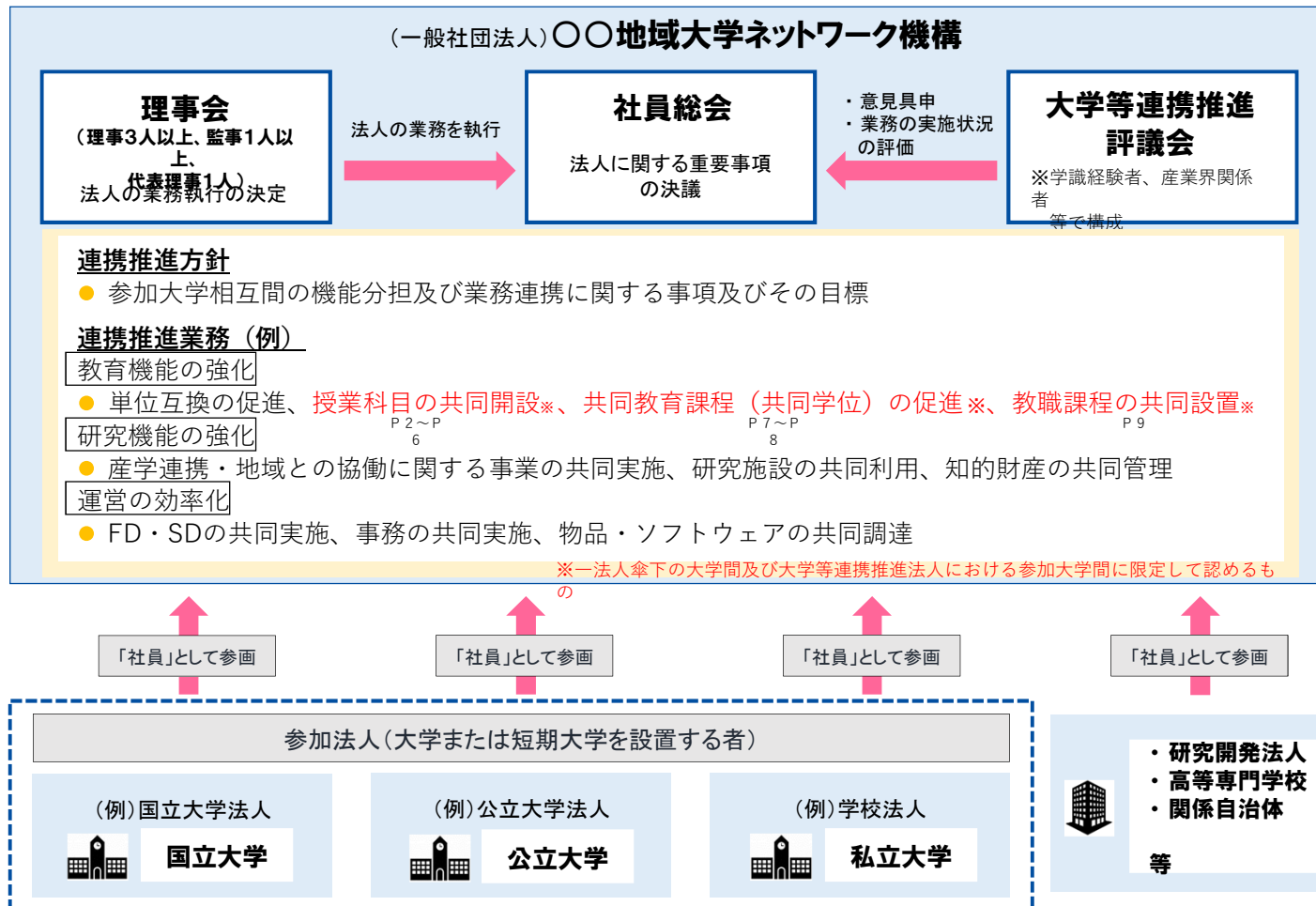


教職課程の実施に関する大学間の連携・協力の新たな仕組みとして、「大学等連携推進法人」及び「複数の大学を設置する法人」を構成する大学間における授業科目の共同開設制度を活用し、教職課程を共同設置する仕組みを創設してはどうか。



大学等連携推進法人(仮称)のイメージ

- グランドデザイン答申を踏まえ、国公私の枠組みを超えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど各大学等の強みを生かした連携を可能とする制度を導入する。
- 具体的には、複数大学の参画の下、①地域や分野における大学間の連携推進方針を策定し、②連携推進業務を目的とする一般社団法人を、③文部科学大臣が認定し、④教学面での一定の規制緩和措置を認める制度を検討する。



- 大臣による認定基準(例)**
- 連携推進業務を主たる目的とすること
 - 連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
 - 理事会を置いていること
 - 大学等連携推進評議会を置く旨を定款で定めていること
 - 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること
 - 大学間の教学管理体制が具備されていること

他大学が開設する科目を含む教職課程を設置する場合と 大学設置基準の「自ら開設」ルールとの関係

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)(抄)

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

単位互換: 大学には自大学の授業のみによって卒業要件を満たすことが出来るよう授業科目を開設することが求められており、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させることは認められない。

共同開設: 「大学等連携推進法人」及び「複数の大学を設置する法人」を構成する大学間において、大学設置基準に規定する要件を満たす「共同開設」として実施した場合には、必修科目であっても各大学において「自ら開設」したものとみなすことが可能になる。

(例) 中学校教諭免許状取得を卒業要件とするA大学教育学部が、中学校・国語の教科専門科目の区分「国語学」を自大学で開設せず、B大学の科目を活用する場合

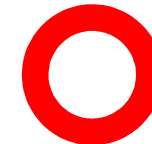
施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目	
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">B大学科目</div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">B大学科目</div>	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">B大学科目</div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">B大学科目</div>
国文学(国文学史を含む。)	<div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">A大学科目</div> <div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">A大学科目</div>	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">B大学科目</div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">B大学科目</div>
漢文学	<div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">A大学科目</div> <div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">A大学科目</div>	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">B大学科目</div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">B大学科目</div>
書道(書写を中心とする。)	<div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">A大学科目</div> <div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">A大学科目</div>	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">B大学科目</div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">B大学科目</div>

単位互換



A大学は、国語学の科目を自ら開設することが必要。

共同開設



A大学は、国語学を自ら開設せずにB大学の科目を活用することが可能。

課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための 継続的な仕組み

■ 論点

1. 全学的に教職課程を実施する体制
2. 教職課程の自己点検・評価等の内部質保証の取組
3. 教職課程の第三者による評価、学外者による点検
4. 教職課程を担当する教員に対するFD
5. 教職養成の状況に関する情報の公表
6. その他、認定後の質保証・向上の在り方